

# 第 7 8 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 9 月 1 4 日 (火)

午前 9 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

## 付議事項

### 1 令和 3 年第 3 回 (9 月) 定例会に関する事項について

- (1) 議会運営委員会の所管事務調査報告について・・・資料 1
- (2) 政治倫理審査会の審査結果について
- (3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘要
9	14	火	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>議会運営委員会の所管事務調査報告</u></li><li>・ 付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li><li>・ 議員提出意見書案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li><li>・ 委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li><li>・ <u>政治倫理審査会の審査結果について</u></li><li>・ 閉会中の調査事項について</li></ul>

### 2 その他

- (1) その他
- (2) 全員協議会の開催日 9 月 1 4 日 (火) 午前 9 時 1 5 分 議運決定事項

## 所管事務調査報告

議会運営委員会

令和 3 年 9 月 14 日

調査事項	平成 30 年 9 月 28 日の本会議における山田伸幸議員の発言
調査期日	令和 3 年 4 月 13 日
調査項目	上記の発言が不穏当発言であるかどうか
調査によって明らかになった事項	不穏当発言の該当基準として、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 無礼な発言</li><li>・ 他人の私生活にわたる発言</li><li>・ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言</li><li>・ 基本的人権を侵害する発言</li><li>・ 相手が不快感を覚える発言</li></ul> の五つがある。
委員会の結論	・ 不穏当発言であると認定した。